

岐阜労働局
令和7年10月2日(木)発表

担当	労働基準部監督課	
	監督課長	平林 健生
	監督係	張川 千加
	電話	058-245-8102

県内 196 か所の建設現場に集中監督を実施 ～ 半数の現場で法令違反 ～

岐阜労働局（局長：原田 浩一）は労働災害防止対策の推進を図るため、令和7年7月から8月の2か月間にわたり、県内7つの労働基準監督署において建設工事現場の集中監督を実施しました。

監督指導結果のポイント

- 監督指導を実施した 196 現場のうち 96 現場（49.0%）で労働安全衛生関係法令違反が認められました。
- 主な違反事項及び違反率
 - 元請が下請に対して行うべき法令違反防止にかかる指導を怠っていたもの
62 現場【違反率 31.6%】
 - 車両系建設機械の作業に係る危険防止措置の安全基準に関するもの
25 現場【違反率 12.8%】
 - 墜落防止のための安全措置義務違反に関するもの
22 現場【違反率 11.2%】
 - 足場における墜落防止措置等の安全基準に関するもの
17 現場【違反率 8.7%】
- 監督指導を実施した 196 現場のうち、9 現場で使用停止を命じる行政処分を行いました。

監督指導結果の詳細については [別紙 1](#)

- 集中監督実施期間中に把握した労働災害防止にかかる建設現場の自主的な取組事例について [別紙 2](#)

1. 建設工事現場一斉監督指導の概要

監督指導を実施した 196 現場のうち、96 現場（49.0%）で違反が認められました。

	土木工事	建築工事	解体工事	その他	合計
指導現場数	67	103	20	6	196
法令違反現場数	22	56	13	5	96
違反率	32.8%	54.4%	65.0%	83.3%	49.0%

2. 項目別違反現場数及び違反率

上記 1 の違反を項目別にみると、元請事業者が行うべき下請事業者に対する管理・指導義務違反が最も多く、62 現場で認められました。次いで、車両系建設機械の作業に対する違反が 25 現場、墜落防止に関する違反が 22 現場で認められました。

違反事項	違反現場数 (全体 169 現場)	主な内容
【元請事業者の安全衛生管理】 元請事業者としての災害防止措置、 下請事業者に対する指導関係	62 現場 (31.6%)	・下請事業者に対する法令遵守のための指導の未実施（安衛法第 29 条）
【車両系建設機械】 建設機械作業に係る安全措置関係	25 現場 (12.8%)	・作業計画の未作成（安衛則第 155 条） ・労働者との接触防止措置が未実施（安衛則第 158 条） ・運転席を離れる場合の措置を講ずることなく離席（安衛則第 160 条）
【墜落・転落防止】 高所の作業床からの墜落・転落防止 関係	22 現場 (11.2%)	・高所の作業床の端、開口部の手すり、覆い等の未設置（安衛則第 519 条、第 653 条）
【足場・作業構台】 足場・作業構台に係る安全措置関係	17 現場 (8.7%)	・足場の手すりの未設置（安衛則第 563 条、安衛則第 655 条） ・足場の最大積載荷重の未掲示（安衛則第 562 条）

3. 使用停止等命令処分

違反が認められた現場のうち、墜落や転落の危険のある箇所等で、労働者に急迫した危険があると認められた9現場（4.6%）において、労働災害を未然に防止する観点から立入禁止、作業停止等を命令する行政処分を行いました。

現場	命令の内容
新築住宅工事現場	高さ2 m以上の作業床の端部に、手すりが設けられていなかったため、立入禁止措置及び変更措置命令
新築店舗工事現場	高さ2 m以上の作業構台について、手すり等が設けられていなかったため、立入禁止措置及び変更措置命令

4. 過去の違反率の推移

過去の監督指導結果では、令和4年は違反率が60%を超えていましたが、年々減少傾向となっています。

現場・事項		年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
土木工事	指導現場数		59	59	52	67
	法令違反現場数		36	36	16	22
	違反率		61.00%	61.00%	30.80%	32.80%
建築工事	指導現場数		88	93	90	103
	法令違反現場数		65	57	55	56
	違反率		73.90%	61.30%	61.10%	54.40%
解体工事	指導現場数		16	22	18	20
	法令違反現場数		9	14	13	13
	違反率		56.30%	63.60%	72.20%	65.00%
その他	指導現場数		6	3	9	6
	法令違反現場数		2	2	5	5
	違反率		33.30%	66.70%	55.60%	83.30%
合計	指導現場数		169	177	169	196
	法令違反現場数		112	109	89	96
	違反率		66.30%	61.60%	52.70%	49.00%

5. 今後の方針

令和7年8月末時点の建設業の休業4日以上の死傷者数は127人で、前年同期と比較すると16人減（-11.2%）となっています。死亡者数は2人と前年同期と比較して1人の減少となっています。

岐阜労働局では今後も労働災害防止対策の徹底を図るため、引き続き元請事業者に対してリスクアセスメントの導入や墜落防止対策等について積極的な指導を働きかけるとともに、県内7つの労働基準監督署において建設工事現場に対する監督指導を実施し、重大・悪質な法違反に対して司法処分を含め厳正に対処していきます。

建設現場における 災害防止のための自主的な取組事例

集中監督実施期間中に把握した、労働災害防止に向けた建設現場の自主的な取組を紹介します。

< 事例 1 : 橋梁改築工事現場 >

災害防止に向けた取組

■ 熱中症対策

30分に1回作業者を休憩させ、単独での行動となる警備員については、ウェアラブル端末を装着させ、体調変化にも迅速に対応できる体制を整えている。休憩所を各作業場に設置し、冷房の効いた環境での救護体制が取られている。

< 事例 2 : 河川土木工事現場 >

災害防止に向けた取組

■ 外国人労働者の安全対策

現場内で英語、ベトナム語での注意喚起、作業方法の掲示が行われている。危険体感訓練として過去の災害事例を参考に災害要因の検討等を行うグループワークが行われている。

< 事例 3 : 道路整備工事現場 >

災害防止に向けた取組

■ 重機使用時の対策

KY記録と同一の用紙に重機の作業開始前点検表を載せることにより、KY記録を掲示する際に現場関係者が点検の実施状況を確認できるよう工夫している。